

海部土地改良区本報

**海部土地改良区**

〒498-0007

愛知県弥富市鎌倉町95

Tel (0567)65-5225

Fax (0567)65-5221

amatochi@salsa.ocn.ne.jp

木曾の水を育む
愛のある水郷

理事長 中野 治 美

ごあいさつ

組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より海部土地改良区の運営並びに事業推進には格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在中東情勢の緊迫化に伴う歴史的な原油価格高騰や供給不安による物価上昇が発生しております。多くの産業で大幅なコスト上昇に見舞われる中、農業経営に関しても例外ではなく、石油を原料とする塩ビ管等の資材単価及び軽油の高騰は農業従事者への負担として重くのしかかっており、今後も厳しい情勢が続くものと思われます。

また、昨年末からの少雨傾向により、全国各地で水不足が起き、田植え作業にも遅れや調整が生じる等、地域農業に大きな影響が及び水管理はこれまで以上に難しさを増しております。我々は木曾川の清水に感謝し、同様の懸念がないようこの限りある清水を公平かつ効率的に配分するため、関係機関との連携を強めていく必要性を強く感じているところです。

このような状況の中、令和4年度から実施しております水資源機構営ならびに愛知県営の施設更新事業により、新たに4箇所の揚水機場の建屋、ポンプ、配電盤が完成いたしました。引き続き農業の発展と営農の効率化を目指し、更なる事業の推進を図って参ります。

先行きが見えない情勢が続きますが、今後とも組合員皆様方のご期待に沿った土地改良区の運営に、役職員一同努めて参りますので、ご理解とご協力の程お願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ



愛知県農林基盤局長

下平 達也 様

入梅の候、中野治美理事長を始め海部土地改良区の組合員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、愛知県における農業農村整備事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、木曽川用水施設の適切な維持管理と運用にご尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

本県には、木曽川用水を始め数多くの農業用水路が張り巡らされており、農業の発展はもちろんのこと、地域の暮らしや産業の発展にも大きく寄与してきました。しかしながら、農業水利施設などの社会インフラの多くが、高度経済成長期に整備されたものであるため、近年、施設の老朽化が深刻な問題となっております。

このような中、国においては昨年、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、農業の構造転換を集中的に推し進めるべく舵が切られております。併せて、土地改良法の改正及び土地改良長期計画の策定が行われ、これら一連の法整備や各種計画の策定により、農業生産基盤の整備及び保全を的確に実施するための施策が整えられました。

県としまして、独立行政法人水資源機構を始めとする関係機関の皆様との連携を密にして、木曽川用水施設の更新整備を着実に進めるとともに、将来に亘って適切な保全管理が行えるよう支援してまいりますので、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、海部土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



愛知県海部農林水産事務所長

足立 栄樹 様

新緑の候、理事長の中野治美様を始め海部土地改良区の組合員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より海部農林水産事務所が進めております農業農村整備事業に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、木曽川用水施設の維持管理や運用、農業用水の安定供給にご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、当事務所では、木曽川用水に関連する施設の更新を行う地盤沈下対策事業木曽川用水2期地区を始めとする県営事業や、水資源機構営木曽川用水濃尾第二施設改築事業の受託事業等を実施しており、着実な進捗を図るよう鋭意取り組んでいるところでございます。また、近年の大規模な自然災害の増加に対応するため、農地防災事業も積極的に推進してまいります。

さらに、昨年から旧海部応急ポンプ管理センターの跡地において、老朽化した大口径農業用水管の漏水事故に備え、復旧工事に必要なスベア資材を備蓄する倉庫の建設や資材等の購入を進めております。倉庫はカーボンニュートラルに貢献する木造で建築し、来年度には施設が竣工する予定となっております。

最後に、海部土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所長

津曲 孝一 様

初夏の候、理事長の中野治美様を始め海部土地改良区の組合員の皆様には、平素より水資源機構木曽川中下流用水総合管理所の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、また、常日頃からきめ細やかな配水操作と施設維持管理にご尽力いただいておりますこと、心から敬意を表するとともに厚く御礼申し上げます。

さて、当総合管理所では、施設の地盤沈下や老朽化の影響が著しい揚水機場及び支線水路の改築を目的とする木曽川用水濃尾第二施設改築事業を令和4年度より実施しております。大切な水を皆様にお届けするため、引き続き、海部土地改良区を始めとする関係者の皆様と連携し、着実な事業進捗を図って参ります。

近年は夏の記録的な高温が続いている状況でございますが、確実な配水管理と的確な維持管理を行い、水の安定供給に努めて参りますので、皆様からのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、海部土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年度 通常総代会のご報告

第59回通常総代会

令和8年3月7日午前10時00分より第59回通常総代会が海部土地改良区会館大会議室において開催されました。総代現在総数69名中69名の出席があり、議長には津島市の日比野郁郎氏が選出され、提案した9議案はすべて可決承認されました。

【提出議案】

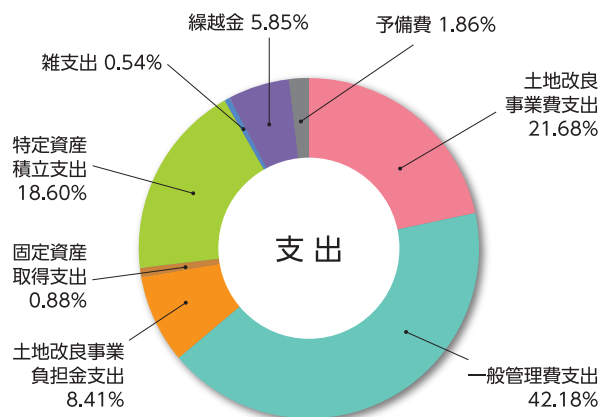
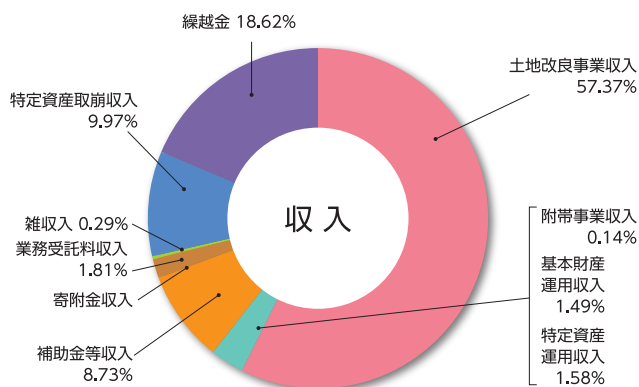
- 第1号議案 定款の一部改正について
- 第2号議案 定款附属書総代選挙規程の一部改正について
- 第3号議案 定款附属書役員選挙規程の一部改正について
- 第4号議案 農地転用の協議について
- 第5号議案 令和8年度賦課金の徴収方法及び時期について
- 第6号議案 令和8年度決済金の額の決定について
- 第7号議案 令和8年度一般会計収支予算について
- 第8号議案 令和8年度収入現金の預金先について
- 第9号議案 令和8年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について
- 報告第1号 監査報告書
- 報告第2号 理事会で決定された事項及びその他報告事項について



令和8年度予算

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

■ 一般会計



(単位: 千円)

科目	収入
土地改良事業収入	215,690
附帯事業収入	530
基本財産運用収入	5,600
特定資産運用収入	5,950
補助金等収入	32,821
寄附金収入	1
業務受託料収入	6,800
雑収入	1,108
特定資産取崩収入	37,500
繰越金	70,000
合計	376,000

(単位: 千円)

科目	支出
土地改良事業費支出	81,520
一般管理費支出	158,599
土地改良事業負担金支出	31,620
固定資産取得支出	3,301
特定資産積立支出	69,950
雑支出	2,010
繰越金	22,000
予備費	7,000
合計	376,000

令和6年度 決算報告

■ 収 支 決 算 書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)(単位:円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
土 地 改 良 事 業 収 入	217,234,484	土 地 改 良 事 業 費 支 出	56,706,018
附 帯 事 業 収 入	538,697	一 般 管 理 費 支 出	102,927,694
基 本 財 産 運 用 収 入	5,610,000	土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	21,305,950
特 定 資 産 運 用 収 入	272,450	固 定 資 産 取 得 支 出	36,518,140
補 助 金 等 収 入	55,234,259	特 定 資 産 積 立 支 出	70,027,293
寄 附 金 収 入	0	雑 支 出	0
業 務 受 託 料 収 入	6,050,000	繰 越 金	88,705,461
雑 収 入	1,834,020	予 備 費	0
特 定 資 産 取 崩 収 入	8,463,318		
繰 越 金	80,953,328		
合 計	376,190,556	合 計	376,190,556

■ 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産	98,537,402	89,395,225	9,142,177
2 固 定 資 産	27,502,367,138	5,015,927,324	22,486,439,814
3 繰 延 資 産	0	0	0
資産の合計	27,600,904,540	5,105,322,549	22,495,581,991
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債	8,892,631	7,540,867	1,351,764
2 固 定 負 債	86,035,161	83,201,278	2,833,883
負債合計	94,927,792	90,742,145	4,185,647
III 正 味 財 産 の 部			
1 指 定 正 味 財 産	1,670,353,439	2,327,646,246	△ 657,292,807
2 一 般 正 味 財 産	25,835,623,309	2,686,934,158	23,148,689,151
正味財産合計	27,505,976,748	5,014,580,404	22,491,396,344
負債及び正味財産合計	27,600,904,540	5,105,322,549	22,495,581,991

■ 財 産 目 録

令和7年3月31日現在(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資 産 の 部		II 負 債 の 部	
1 流 動 資 産	98,537,402	1 流 動 負 債	8,892,631
2 固 定 資 産	27,502,367,138	2 固 定 負 債	86,035,161
3 繰 延 資 産	0	負債合計	94,927,792
資産合計	27,600,904,540	III 正 味 財 産 の 部	27,505,976,748

令和8年度 賦課金

令和8年度賦課金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

区 分			10a当り 賦課額(円)	付 記
経常賦課金	事務所費	事務所費	2,100	全地域
		木曽川用水管理負担金	150	全地域
		管理委託揚水機場	50	揚水機点検費
	維持管理費	光西支線水路	1,220～2,980	地区ごとに単価は異なります
		内佐屋支線水路	940～2,610	
		市江支線水路	1,100～2,920	
特別賦課金	特定農業用管路特別対策事業費負担金		24～1,968	地区ごとに単価は異なります
	地盤沈下対策事業費(末端水路)負担金		129～2,615	

個人情報情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報保護に関する法律第27条第5項第3号の規定に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

(第三者提供の制限及び共同利用)
本人の同意を得て本土地改良区が取り扱う個人データを第三者へ提供する場合は、当該同意は書面によるものとする。
次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することがあるものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

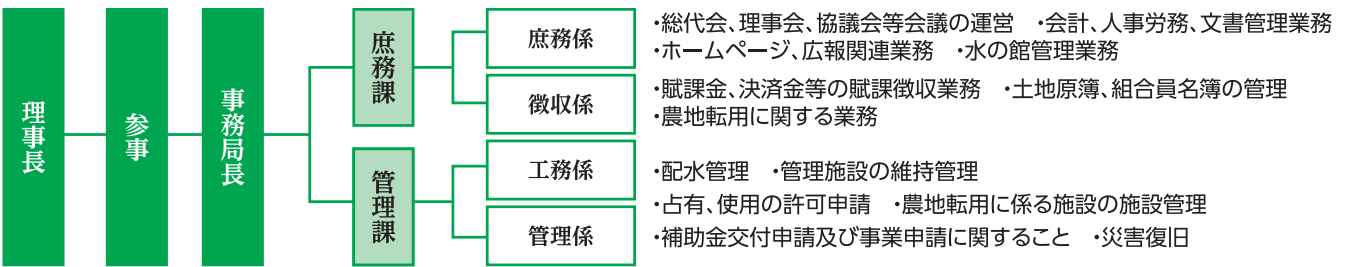
本土地改良区が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」には該当しないものとし、前2項の規定にかかわらず、当該個人データを提供することができる。

本土地改良区は、保有する個人データを法第27条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。

なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。

- (1) 共同利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- (2) 共同利用する者の範囲
愛知県・愛知県土地改良事業団体連合会、独立行政法人水資源機構、本土地改良区の受益地に関係する市町村・農業委員会・土地改良区・工区及び農業協同組合、愛知県農地中間管理機構、本土地改良区理事・監事・総代・配水管理区長・班長
- (3) 共同利用する者の利用目的
本土地改良区の関連する事業の円滑な実施、その他の地域農業の振興を図るため
- (4) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
海部土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

海部土地改良区組織図



令和7年度 木曽川用水施設の事業実施状況

木曽川用水事業で造成した用水路やポンプ場などの農業用施設は、昭和40～50年代に造られたものが数多く残っており、地盤沈下や老朽化等の影響によって突発的な故障や漏水事故が多発しています。

そのため、水資源機構と愛知県の事業により順次改修工事を行っております。

なお、一部事業では組合員の皆さまに費用負担が発生します。ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

■ 水資源機構営 濃尾第二施設改築事業

【事業期間 令和4年度～令和18年度】

【事業費負担割合 国 55%、県 40%、市町村 5%、農家 0%】

区 分	施設名等	令和7年度事業内容		進捗率 (%)
		事業費(千円)	事業量	
支線水路	六條分線	1,827,000	管水路工 L=800m	18.9
	鍋田第1支線		管水路工 L=100m	
	鍋田第2支線		管水路工 L=600m	
	鍋田第3支線		管水路工 L=600m	
	大宝支線		管水路工 L=400m	
揚水機場	立田第2揚水機場	1,073,000	建屋、ポンプ設備改修	
	葛木揚水機場		建屋、ポンプ設備改修	
	神場揚水機場		仮設工及び機械器具製作	



立田第2揚水機場



葛木揚水機場配電盤

■ 県営 地盤沈下対策事業 木曽川用水2期地区

【事業期間 令和4年度～令和18年度】

【事業費負担割合 国 55%、県 40%、市町村 5%、農家 0%】

区 分	施設名等	令和7年度事業内容		進捗率 (%)
		事業費(千円)	事業量	
支線水路	光西支線	191,888	管水路工 L=76m	6.3
揚水機場	諸桑揚水機場	424,153	ポンプ設備改修	
	光西揚水機場		ポンプ設備改修	
	本部田揚水機場		仮設工及び機械器具製作	



光西支線 Φ2200mm (津島市東愛宕町)



諸桑揚水機場

■ 県営 特定農業用管水路特別対策事業・地盤沈下対策事業(末端パイプライン改修)

【事業費負担割合：国 50%、県 44～36%、市町村 13～5%、農家 1%】

地区名	施設名等	予定工期 (年度)	令和7年度事業内容		進捗率 (%)
			事業費(千円)	事業量	
光 西	善太、大海用鍋蓋工区	H26年～R9年	80,000	管水路工 L=295m	67.9
立 田	立田第1、立田第2工区	H27年～R7年	27,000	管水路工 L=58m	100
芝 井	芝井工区	H28年～R7年	113,000	雑工一式	100
諸 桑	諸桑工区	H28年～R12年	140,800	管水路工 L=1,157m	52.9
中 一 色	中一色工区	H28年～R7年	40,400	管水路工 L=201m	100
両郷服岡	両郷工区、服岡工区	H29年～R9年	100,424	管水路工 L=1,284m	71.5
鍋田第3	鍋田第3工区	H29年～R9年	100,000	管水路工 L=1,131m	73.1
大 井	大井工区	H29年～R7年	1,500	雑工一式	100
落 合	落合工区	R2年～R9年	70,000	管水路工 L=985m	62.5
六 條	六條工区	R2年～R10年	63,000	管水路工 L=739m	37.1
楽 平	楽平工区	R5年～R12年	286,000	管水路工 L=4,062m	18.1
立田葛木	立田第3、葛木工区	R6年～R20年	68,000	管水路工 L=44m	1.6
(新規) 新開唐臼	新開工区、唐臼工区	R7年～R21年	18,999	実施設計一式	0.5



旧管撤去状況(諸桑工区)



新管敷設状況(諸桑工区)



ゴミの不法投棄防止にご協力を!



水路に捨てられたゴミにより水路がつまり通水障害を起こします。また、毎年ゴミ処理には多額の費用が掛かっておりますので、経費削減と環境美化のため、不法投棄の防止にご協力をお願いします。

もし不法投棄を見かけましたら、管理課までご連絡ください。

不法投棄は犯罪です

不法投棄は廃棄物処理法違反で、5年以下の拘禁もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が課されます。



事務局からお知らせ

令和8年度賦課金の納入について

毎年6月と8月に賦課金通知書を発行しています。納期限内完納にご協力ください。

- ◎経常賦課金は、土地改良区の運営事務費や支線水路、揚水機場等の維持管理に使われております。
- ◎特別賦課金は、各土地改良事業の負担金にあてられるためのものです。

★ご注意ください

納期までに納入されない組合員には滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。督促状には、**督促手数料**のほか、滞納の日数に応じた**延滞金**(金100円につき1日4銭)が加算されます。

★賦課金の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

ご希望の方は、徴収係までご連絡いただければ「振替依頼書」をお送りいたします。
※すでに口座振替をご利用の方は、振替日前に**預金残高の確認**をお願いします。

★現金で納付される場合

各種金融機関の窓口、ATM(現金自動預入払出機)にて納入できますが、別途振込手数料(本人負担)が必要となります。あいち海部農業協同組合をご利用の場合は、振込手数料は不要です。

★賦課金に関するよくあるご質問について

「用水を利用していない」「耕作をしていない」などの場合でも、施設の維持管理費や事業に係る償還金等に必要経費を地区内の農地につき地籍割で賦課されますので、賦課金をお支払いいただく必要があります。

こんな時には届出が必要です！

組合員名義等の変更

- ① 組合員が死亡(相続)されたとき
- ② 権利(売買・交換・貸借等)を移転されたとき
- ③ 住所を変更したとき
- ④ 農業者年金受給により経営移譲されたとき

には、組合員資格得喪通知書による届出をお願いします。

※届出は組合員の義務となっております。

届出がない場合は、従来通り賦課が続きますので、ご注意ください。

【滞納賦課金は新しい権利者の負担になります】

賦課金が滞納されている土地を取得されますと、土地改良法第43条1項(権利義務の承継)により新しい権利者に支払いが義務づけられることになっておりますので、売買時には必ず賦課金の滞納の有無について、**当土地改良区**にお問い合わせください。(競売の場合も同様になります。)

農地転用(地区除外)をされる場合

- ① 農地転用(宅地、駐車場など)した場合
- ② 公共事業用地(道路、河川用地など)になった場合
- ③ 水田を畑にするなど用水を使用しなくなった場合

には、農地転用等の通知書による申請と農地転用決済金を納めてください。(決済金額 1㎡当たり 173円～341円)

※行政(農業委員会)への農地転用手続きをされましても、**当土地改良区**への手続きがされていない場合は、従来通り賦課が続きますのでご注意ください。

賦課台帳基準日が1月1日ですので、
手続きは12月末日までをお願いいたします。

各種申請書は、当土地改良区にありますので
ご連絡ください。なお、ホームページからも
ダウンロードできます。https://amatochi2.com



受益面積及び組合員数 (令和8年4月1日現在)

市町村	津島市	稲沢市	愛西市	弥富市	蟹江町	飛島村	他市町村	合 計
受益面積(ha)	338	150	2,249	1,599	51	592	—	4,979
組合員数(人)	855	409	3,312	1,888	218	554	1,169	8,405